

豊川市監査公表第 2 号

地方自治法第 1 9 9 条第 4 項の規定に基づき監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和 3 年 1 月 4 日

豊川市監査委員	武	田	久	計
同	鈴	木	篤	男
同	中	川	雅	之

別紙

定例監査（学校）の結果に関する報告

1 監査の対象

（１）対象施設

豊川小学校、東部小学校、西部中学校

（２）所管部署

教育委員会庶務課、学校教育課、学校給食課

2 監査の範囲

平成31年4月1日～ 令和2年8月19日

3 監査の実施期間

令和2年7月6日～ 令和2年8月19日

4 監査の方法

監査に当たっては、あらかじめ説明資料等の提出を求め、関係諸帳簿及び書類等を照合、確認等するとともに、関係職員から聴取するなどの方法により実施した。

監査の項目としては、以下のとおりである。

(1) 一般項目

- ア 予算執行状況について
- イ 収入未済の取扱事務について
- ウ 備品等の管理に関する事務について
- エ 受託事業に関する事務について
- オ 公金の取扱事務について
- カ 物品の購入事務について（出先直接購入分）
- キ 庶務その他事務について

5 監査の結果

監査の結果は、次のとおりである。

【豊川小学校】

(1) 総括

監査の項目については、適正に執行されていると認められた。

【東部小学校】

(1) 総括

監査の項目については、適正に執行されていると認められた。

【西部中学校】

(1) 総括

監査の項目については、一部に検討を要する事項があったので必要な措置を講じられたい。

(2) 指摘事項

検討事項

外部記録媒体（U S B メモリー）の管理において、使用簿等の貸出したU S B メモリーの所在を明確にするものがなかった。U S B メモリーの管理に関して、教育委員会と協議の上、使用者・使用目的・貸出日時・返却日時が明確になるよう検討されたい。

【教育委員会庶務課、学校教育課、学校給食課】

(1) 総括

監査の項目については、一部に検討を要する事項があったので必要な措置を講じられたい。

(2) 指摘事項

検討事項

外部記録媒体（U S B メモリー）の管理において、使用簿等の貸出したU S B メモリーの所在を明確にするものがない事例が見受けられた。U S B メモリーの管理に関して、使用者・使用目的・貸出日時・返却日時が明確になるよう豊川市立小中学校情報セキュリティ基準の見直しを含め検討されたい。